

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、令和2年3月19日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、次の（1）から（11）までに列挙する公文書の開示請求を行った。

- （1）昭和末期から平成初期に計画された県道〇〇〇〇線について、〇〇の頂上付近の計画において勾配を緩くするために、トンネル案を検討していれば、検討結果を図面・事業効果等とともに開示願いたい。
- （2）上記県道計画において、国道2号バイパスの岡山市竹原地内・檜原地内間のような大規模掘削工法を検討していれば、検討結果を図面・事業効果等とともに開示願いたい。
- （3）上記県道の現計画の〇〇頂上及び頂上付近の平面図・縦断図等を開示願いたい。
- （4）上記県道計画において、〇〇から〇〇側約650mでよいので、開示できる図面があれば平面図、縦断図等を開示願いたい（県が計画決定としている部分）。
- （5）上記県道について、〇〇側の計画について地元説明会が行われていれば、議事録・図面等を開示願いたい。ここでの地元説明会とは、計画のため、用地買収のため等、県道〇〇〇〇線のバイパス事業のために岡山県が開催した説明会とし、平成〇年〇月〇日に開催された説明会を含むものとする。
- （6）上記県道における〇〇側〇〇交差点（終点）から150m程度について、ポンチ絵平面図と縦断図について開示願いたい（岡山県が計画未決定としている部分）。
- （7）上記県道の〇〇側工区において、市道とバイパスの道路交差部分のとりつけ状態、高さ、すり付け勾配等が分かる図面及び計画について開示願いたい。
- （8）上記県道の〇〇案が廃案となった後、現在の新しい計画ができたものと思えるが、新しい計画はいつ頃からいつ頃までに策定されたのか、開示願いたい。
- （9）上記県道の、新旧の計画の事業目的について、資料とともに開示願いたい。
- （10）新しい事業目的となった場合、事業の適格性について費用対効果等の評価を行う必要があると思う。また、経年の見直しも必要であると思う。あわせて、資料とともに開示願いたい。
- （11）市との計画協議が整っていない区間について、岡山県において工事発注できる根拠について資料、法規とともに開示願いたい。（具体例として、本事業〇〇工区。）

2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、次の（1）から（11）までに列挙する公文書と特定した上で、請求のあった公文書の一部を非開示とする本件処分を

行い、令和2年4月1日付けで審査請求人に通知した。

- (1) ○○頂上付近のトンネル案に関する検討結果（図面・効果）
- (2) ○○頂上付近の掘削案に関する検討結果（図面・効果）
- (3) 現計画の○○頂上及び頂上付近の平面図・縦断図等
- (4) ○○～○○側の情報開示できる図面（平面図・縦断図）
- (5) ○○側の地元説明会議事録、図面等（平成○年○月○日のものを含む。）
- (6) ○○側県道交差点から150m程度のポンチ絵平面図、縦断図
- (7) ○○側工区の市道とバイパスの道路交差部分のとりつけ状態、高さ、すり付け勾配等が分かる図面及び計画について
- (8) ○○の新しい計画（○○廃案後）の策定時期
- (9) 新しい計画の事業目的、古い計画の事業目的及びそれらの資料
- (10) 新しい事業目的となった場合、費用対効果、経年の見直しに関する資料
- (11) 市との計画協議が整っていない区間について、岡山県において工事発注できる根拠について（資料・法規とともに）

3 本件処分において実施機関が非開示とした部分及び非開示とした理由は、次表に掲げるものであった。

非開示部分	非開示理由
上記2(1)、(2)、(10)及び(11)の文書の全て	請求のあった（該当する）公文書は作成していないため存在しない。
上記2(3)、(4)、(6)及び(8)の文書の全て	既往の公文書一部開示決定通知書により開示している。 (通知原文には、通知書の日付及び番号が記載されている。)
上記2(5)の文書のうち議事録の部分	
上記2(5)の文書のうち図面	条例第7条第6号に該当
上記2(7)の文書の全て	

4 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和2年7月1日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

- 5 実施機関は、条例第17条の規定により、令和2年10月5日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

公文書開示決定で開示しているというが、不十分である。
条例第7条第6号に該当するとした部分は、該当しない。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、上記第2の1の項目ごとに、おおむね次のとおりである。

(1) 及び(2)について

〇〇案が地元の同意が取れず廃案となった時点で、〇〇側840mについてはルート案も事業費も無くなった。

〇〇から〇〇地区の市道までの約1000m部分は平成19年度までに供用されたが、〇〇工区約600mについては、〇〇側がどうなるか分からないとの理由で工事が中断していた。

岡山県の議事録によれば、平成〇〇年の〇〇被害により、本事業が見直され、事業目的が変更となり、再検討されたようだ。

〇〇側は急峻な地形であり、8%を超えるような勾配ではなく、8%に収まるような道路を計画すべきである。

〇〇案で下げた高度差については何か対策について検討していると思うので、検討結果を開示願いたい。

11%の勾配で直線的に下る現道路計画は、スピードが出すぎて危険である。当初のループ案での勾配はこれよりも緩かったはずである。

〇〇案で〇〇地内の地権者に説明されたであろう、この緩い勾配と同等の勾配とするための選択肢として、トンネル案、開削案についての開示を求めたものである。

(4) について

平成〇年〇月〇日の〇〇市との協議録によれば詳細設計は完了している。またこの事業は〇〇側・〇〇側で一体の事業であり、〇〇側の住民は〇〇工区について知る必要がある。

〇〇側の計画が廃案となった日、地元の同意が得られなくなった協議録等について開示請求を行っているが、令和2年7月1日現在開示されていない。

平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇公民館で新しい計画の説明会を行っているが、弁明書によればこの計画を修正中であるので非開示とするとされている。

この修正作業は誰と協議しながら行っているのか。〇〇工区・〇〇工区は一体であり、〇〇地区の住民も修正協議に入れていただけると信じている。

既に開示されている図面では、縦断勾配が分からない。皆が利用する道路の事業

であり、岡山県の独裁による事業ではないはずだ。

勾配が当初計画と異なるなら、〇〇側住民にも説明する必要がある。

条例第7条第6号に該当するとは思えない。該当する事項のみを黒塗りとして開示願いたい。

(5) について

〇〇側の図面は2枚しか開示されていないが、平成〇年〇月〇日に〇〇公民館で開催された地元説明会で示された図面全てについて開示を求めているのである。

〇〇地区の住民に示された図面を〇〇側住民に開示するのに、条例第7条第6号に該当するとは思われない。

〇〇側の30年前の図面に関する、令和2年5月22日付けの別の開示決定通知には、地元の同意が得られず廃案となったことから、保存年限の経過により廃棄した旨が書かれている。地元の同意が得られないと書かれていることの根拠について、開示を求めている。

条例第7条第6号に該当するとは思えない。該当する事項のみを黒塗りとして開示願いたい。

私は、一本のバイパス事業として事業が継続しているものであり、資料は保存しておくべきであると考え。保存年限の起点は、供用開始の時点であると思う。

協議して、工事が中断している場合に、協議録が廃棄されて内容が分からなければ何のための協議だったのか。長年月で地元の住民には入れ替わりがあるが、約束したことを県が履行してくれるかどうかを検証できない。

「廃案になった」ことや、その理由を、県は口頭では説明するが、文書の裏付けはない。その上、工事内容を勝手に変更し、誰に説明したのかも分からない。

(7) について

開示請求した理由は、この交差点だけがなぜ約2.7m高くなるのか知りたかったためである。条例第7条第6号に該当するとは思われない。非開示となる部分があれば黒塗りで開示願いたい。

(8) について

公文書一部開示決定通知書で通知済みであるというが、開示されていない。

新しい計画ができたのはいつか、開示願いたい。

〇〇工区について廃案となった日をもって〇〇工区のルートがなくなり、事業費がなくなった日であると思っている。

開示を受けた文書に、最後の道路設計、交差点改良についての記述があったが、平成16年から平成25年の設計以前については開示されていない。

(9) について

道路事業の目的が変わったということを知ったことがない。

住民は、防災道路といったことを言っているが、多分県が言っているからだろう。根拠について開示願いたい。

事業目的が、〇〇による地域振興関連（岡山県メモ：平成26年12月）から、災害時の緊急避難道路に変わった（平成〇年〇月〇日〇〇地区説明会）が、その認識でよいのか確認したい。

(10) について

平成〇年〇月〇日議事録に示されている、1日当たり1700台としたことに関する一連の資料、情報を開示願いたい。

新しいルート、新しい事業費(〇〇工区)で費用対効果等について見直しを行っていただければ開示願いたい。

事業評価制度は、平成14年～15年頃の新規事業からとされているが、事業の再評価についてはそれ以前の事業についても行っているようだ。

本事業は一部計画の決まっていない継続事業であるが、このうち840mの部分については設計の修正中である。

本件は当然事業の再評価を行うべきものであると思っている。

1日当たり1700台とする根拠については、令和2年7月31日付け、公文書一部開示決定通知により「請求のあった公文書は存在しない(過去に文書が作成されていたか不明)」として、開示されていない。

(11) について

平成〇年〇月〇日付けの依頼文による〇〇市との計画協議が整っておらず、平成〇年〇月〇日に開催された地元説明会での地元要望にも一切回答していない。

その状態で平成〇年〇月〇日に、現道までの際付け工事が発注された。

工事発注しなければならない事情があったのなら、その事情について開示願いたい。

〇〇川の橋梁が現況より1m高くなることにより道路が1m高くなり、市道に1mの段差がつき、通れなくなる。協議が整わないのに工事を発注できる根拠を知りたい。

市から指摘があっても回答もせず設計変更で対応するとの対応が正しいとされる根拠を開示願いたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、第2の1の項目ごとに、おおむね次のとおりである。

(1) 及び (2) について

請求のあった公文書については、作成しておらず保有していないため非開示決定を行った。

なお、審査請求書において〇〇案で下げた高度差の検討結果の開示を求めている点については、原処分に係る開示請求書において請求が行われていないため、原処分の当否を審査する本件審査請求における主張としては失当と考える。

(4) について

請求のあった公文書は、〇〇工区についての計画図面であると判断したが、非開示とした平面図、縦断図、横断図等は、設計計画の修正作業の途中であることから、公にすることにより関係する地権者に不当に混乱を生じさせるおそれがある情報が記録されており、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、非開示決定を行ったものである。

また、条例第7条第6号に該当しないと判断した文書については、令和2年3月26日付け公文書一部開示決定により開示済みである。

なお、審査請求書において開示されていない旨を主張する「〇〇地区の廃案となった日」、「地元の同意が得られなくなった協議録等」については、原処分の当否を審査する本件審査請求において、新たな文書の開示を求める主張は失当と考える。

(5) について

請求のあった公文書のうち、図面については、(4)と同じ文書であるため、条例第7条第6号に該当するとして非開示決定を行った。計画が確定していないので、開示した場合混乱を生じさせるおそれがあるが、支障物件や買収範囲が関係者以外の者に分かると支障が生じるという理由もある。地権者を外して部外者にまず説明するとなると、心証を害して買収交渉が難航することとなる。

(7) について

請求のあった公文書は、(4)と同じ文書であるため、条例第7条第6号に該当するとして非開示決定を行った。

(8) について

請求のあった公文書は、〇〇地区における〇〇案の廃案後、最初に計画された道路改築計画の策定時期が分かる公文書であると判断した。

したがって、当該計画策定当時の〇〇地区に関する設計コンサルタントとの協議録及び〇〇地区地元説明会の議事録に記載のある時期を新しい策定時期と考えた。

これについては、令和元年12月の公文書一部開示決定通知書で開示済みである。

また、審査請求書において、廃案となった日をもって〇〇工区のルートがなくなり、事業費がなくなった日と主張している点については、原処分の当否を審査する本件審査請求における主張としては失当と考える。

(9) について

請求のあった公文書は、県道〇〇〇〇線の道路改築事業における事業計画が分かる文書と判断した。

したがって、事業目的が記載されている文書を特定し、開示決定を行ったものである。

審査請求書において「根拠について」の開示を求めている点については、原処分に係る開示請求書において請求が行われていないため、原処分の当否を審査する本件審査請求において、新たな文書の開示を求める主張は失当と考える。

(10) について

請求のあった公文書は作成しておらず、保有していないため非開示決定を行った。

事業評価制度は、そもそも国庫補助の対象となる事業を対象としてスタートした制度であり、この事業は国庫補助の対象とならないことから、対象外と判断した。ただし、要綱制定後に着手した事業に関しては、県単独事業も対象としている。

なお、審査請求書において「1日当たり1700台としたことに関する一連の資料、情報について」の開示を求めている点については、原処分に係る開示請求書において請求が行われていないため、原処分の当否を審査する本件審査請求において、新たな文書の開示を求める主張は失当と考える。

(11) について

対象となる公文書は作成しておらず、保有していないため非開示決定を行った。

なお、審査請求書における、地元市と住民を無視したような工事発注であるとする主張は、原処分の当否を審査する本件審査請求における主張としては失当と考える。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、上記第2の1(1)から(11)までに列挙する公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～五 略

六 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は土地開発公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は土地開発公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

七 略

3 条例第7条第6号該当性について

〇〇側の説明会に使用された道路計画資料、〇〇以南の縦断図及び平面図の項目において特定され、実施機関が条例第7条第6号該当として非開示とした文書は、本件

と同じ審査請求人の審査請求に係る答申行政第83号において審査会が条例第7条第6号の該当性を肯定した文書に含まれるもの又は当該文書に修正を施したものであると認められる。

当該答申に係る案件と本件を比較して、時間の経過に伴い判断の根拠となる要素に変動があったことを示すものは見いだせず、また、審査結果を左右し得るこのほかの新たな事実の提示及び主張も存在しないため、当該文書に関する条例第7条第6号の該当性を肯定する審査会の判断は維持すべきものと認められる。

4 既往の開示等の決定において開示された公文書について

本件処分においては、既往の開示請求における開示文書を特定した上で、既に開示した文書であることを理由に非開示とする処分が行われている。

本件の審査請求人からは、同一の対象公文書についての開示請求が度々行われている事情や、審査請求において審査請求人がこの点について争っていないこと、これらの状況から非開示の取扱いが文書の開示を回避する意図によるものではないと考えられることなどから、本件においては不当とまでは評価されないが、このような取扱いは、一般的に条例が認めるものではなく、開示請求者に情報を提供しながら、前件と重複して文書を求める意思があるか否かについて、確認し、状況によっては開示請求書の補正を求めるなどの取扱いが求められる。

5 「不存在」との説明の妥当性について

事業の費用対効果の評価や、経年の見直しに関する請求項目につき、実施機関は、事業評価制度は、そもそも国庫補助の対象となる事業を対象としてスタートした制度であり、審査請求人が事業評価に関する文書を求めている事業は国庫補助の対象とならないことから、対象外と判断したと説明している。

審査請求人は、事業評価制度は、平成14年～15年頃の新規事業からとされているが、事業の再評価についてはそれ以前の事業についても行っているようであり、本件は当然事業の再評価を行うべきものであるため、再評価に関する文書が存在するはずである旨を主張している。

審査会において、実施機関に、岡山県公共事業事前評価実施要領及び岡山県公共事業の再評価実施要領の提出を求め、これらの規定を踏まえて実施機関の説明を検証したところ、説明に反して公文書が作成されていることをうかがわせるものは見いだせなかった。

6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張に関しては、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

7 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書の一部を非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年10月5日	実施機関から諮問を受けた。
令和2年11月20日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和2年12月18日 (審査会第2回)	審査請求人及び実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和3年1月22日 (審査会第3回)	事案の審議を行った。
令和3年2月18日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和3年3月2日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
三 宅 昇	岡山県立大学地域創造戦略センター 「吉備の杜」推進室長	第一部会委員
田 並 尚 恵	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。